

板 倉 町 体 育 功 績 者 表 彰 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、板倉町の体育の振興に寄与し、その功績が顕著であると認められる個人及び団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会)

第2条 板倉町教育委員会に板倉町体育功績者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 板倉町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)
- (2) 板倉町体育協会長
- (3) 板倉町社会教育委員会議議長
- (4) 板倉町立学校代表校長
- (5) 板倉高等学校長

3 選考委員会の会長は、教育長とし、副会長は、必要に応じ定めるものとする。

(審査及び決定)

第3条 被表彰者については、教育機関、各種団体及び個人から推薦された者について選考委員会で審査し、決定する。

(表彰の種類)

第4条 表彰は、体育功績賞とし、教育長が行う。

2 表彰の該当年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(体育功績賞)

第5条 体育功績賞は、次の各号に該当する者で功績顕著なものに対して贈ることができる。

(1) 小・中学生については、次のいずれかの成績をおさめた者

- ア 県大会で3位以内に入賞した者
- イ 県大会に準じる大会において優勝した者
- ウ 関東大会以上に出場した者

(2) 高校生及び一般については、次のいずれかの成績をおさめた者

- ア 県大会において優勝した者
- イ 関東大会で3位以内に入賞した者
- ウ 全国大会で6位以内に入賞した者
- エ 国際大会に出場した者
- オ 国民体育祭に出場した者及び上記成績に準じる者で選考委員会が認めた者

(推薦書の提出)

第6条 教育機関、各種団体及び個人は、当該年度において前条の規定に該当するとみなされるときは、その功績内容を調査し、所要の資料を添えて板倉町体育功績者推薦書(別記様式第1号)により教育委員会事務局へ提出するものとする。

(表彰の方法及び時期)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品等を授与して行う。

2 表彰は、毎年1回教育委員会が適当と認めた日に行うものとする。

(死亡後の表彰)

第8条 この要綱により被表彰者と決定(死亡後の決定を含む。)され、表彰日前に死亡したときは、その表彰は遺族におくって追彰する。

(委任事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年3月1日から適用する。

2. この告示は、令和2年5月26日から適用する。